(ス)　次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱四号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱四号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県田川郡添田町大字桝田字丸尾六九二の三、字南ヶ迫七六四

(セ)　次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県田川郡添田町大字桝田字中ノ原六八〇、字二の宮六五九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

四　指定の有効期間　三年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

平成二十三年五月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安施設地区の所在場所

(一)　次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県田川郡添田町大字落合字ロナシ二三二七の一

(二)　次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県田川郡赤村大字内田字浦ノ平四一一三の一、四一一三の九一

(三)　次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県田川郡福智町弁城三四、一六九、一四一、一四五

(四)　次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱五号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱五号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県宮若市山口字馬口三五二七の一、三五二八

(五)　次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県田川郡香春町大字採銅所字大内原六四七八の一、六四七九、字野添六四七六の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

四　指定の有効期間　三年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁並びに宮若市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

平成二十三年五月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安施設地区の所在場所

(一)　次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱九号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱九号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県嘉麻市大力字野鳥七八一の一一、七八一の一四

(二)　次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱五号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱五号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県田川郡添田町大字桝田字中ノ原六八〇、字二ノ宮六五七

(三)　次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱十七号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱十七号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県田川郡添田町大字野田字ウソロ一四三、一四四の一、字唸口一四二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

四　指定の有効期間　三年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁並びに嘉麻市役所及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第四二十一号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十三年五月二日付けをもって左記の者を中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十三年五月二十六日

経済産業大臣　海江田万里

登録番号	氏名
206918	本城　隆
212944	橋詰　敦樹
409016	千野　忠志
409018	田中秀一郎
409020	久保　和彦
409022	小針　健一
409024	細田　潔
409026	千石　章弘

登録番号	氏名
210393	向坂　裕一
213295	北村　邦彦
409017	大内　啓
409019	大城　章
409021	秋元　八方
409023	張替　健吾
409025	乗定　俊之
409027	東　康博

409028	奥野真一郎	409029	松本　聡
409030	森川　達夫	409031	山田記代美
409032	相星　智郁	409033	墨　久彰
409034	白井　健一	409035	山本　俊樹
409036	牧村　一郎	409037	古田　直也
409038	久野　博司	409039	池脇　裕介
409040	上新　彰一	409041	竹田　朋弘
409042	鎌田　晶子	409043	江﨑　貴一
409044	香川　英司	409045	福原　靖弘
409046	渡邊　知文	409047	佐々木規明
409048	宿輪　安明	409049	松田　理恵
409050	赤嶺　嘉信	409051	石坂　友弥
409052	板垣　義宏	409053	岩野　政信
409054	氏家　英樹	409055	海野　信哉
409056	大庭　聖司	409057	小野　哲
409058	貝沼　久範	409059	白石　智義
409060	芹澤　千里	409061	高嶺　直
409062	鶴橋　三行	409063	友永　智男
409064	豊田　雅美	409065	中込　一豊
409066	長澤　良二	409067	羽根田隆弘
409068	原田　俊夫	409069	福永　雅史
409070	藤間　政雄	409071	法野　晶則
409072	松居　正道	409073	馬目　朋紀
409074	水野　哲也	409075	瀋渕　善彦
409076	宮葉　誠	409077	美和　太一
409078	村山　幹夫	409079	渡辺　洋平
409080	赤木　隆洋	409081	新井　健一
409082	飯島　茂樹	409083	及川　朗
409084	大城戸　卓	409085	小野　隆徳
409086	加賀美季之	409087	金山　修治
409088	鎌田　泰宏	409089	岸田　勝
409090	河戸　都康	409091	作田　基
409092	佐藤　秀樹	409093	佐野雄二郎
409094	塩野谷　崇	409095	鈴木　圭介
409096	關本　昌宏	409097	田中　大介
409098	田家　敦史	409099	友野　健士
409100	服部　隆	409101	前場　政士
409102	松尾　博昭	409103	水谷　康夫
409104	望月　雅広	409105	若山　謙一
409106	鷲澤　充代	409107	鈴木　裕介
409108	佐久間弘泰	409109	川原　佳昂
409110	渡邉　亘	409111	谷口　翔一
409112	岩崎　真朗	409113	中村　雄太
409114	大西　亜希	409115	木下　茂
409116	門松　崇	409117	大森　渚
409118	坂田　真我		